地域連携サポートプラン協定書

滋賀県草津市(以下「甲」という。)と国土交通省近畿運輸局(以下「乙」という。)とは地域連携サポートプランについて、次のとおり協定書(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が継続的に連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現及び持続的な地域公共交通に関する課題解決をめざすことを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 甲は前条の目的を達成するため、乙と連携し、地域公共交通に関する 現状把握、意見交換及びこれらを踏まえた課題整理など(以下「課題解決に 向けた取り組み」という。)を行うとともに、乙からの課題解決に関する提 案書の交付を受け、今後の様々な取り組みに活かす。
- 2 乙は滋賀運輸支局を中心に、前条の目的を達成するため、課題解決に向けた取り組み及び課題解決に関する提案書の交付を行い、甲をサポートする。

(秘密保持)

第3条 本協定に関する取り組みにおいて、甲と乙が相互に開示する情報については互いに秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手の承諾がある場合はこの限りでない。

(その他)

- 第4条 本協定に記載のない事項を定める場合又は記載のある事項を変更する場合は互いに協議し、合意しなければならない。
- 2 本協定当事者に変更があった場合において、ほかに記載のない場合は本協 定を有効とする。

令和4年10月26日

- (甲) 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 滋賀県草津市 代表者 草津市長 橋川 渉
- (乙) 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番7.6号 国土交通省近畿運輸局 代表者 近畿運輸局長 金井 昭彦